

福岡県公報

平成19年8月29日
第2721号

目次

告示(第1598号—第1609号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
都市計画の変更	(都市計画課)	3
都市計画の変更	(都市計画課)	3
都市計画の変更	(都市計画課)	3
土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	3
土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	3
市の換地処分	(農地計画課)	4
公安委員会			
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	4
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	4
収用委員会			
土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管	(用地課)	5

告示

福岡県告示第1598号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人はつらつ日本

(2) 代表者の氏名

中島 祐子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区堅町1丁目5番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を中心に広く一般市民に対して、「医」「食」「運動」という三つの視点から介護予防に対する事業に取り組み、国民の健やかな生活と国および地方自治体の医療、介護保険の給付抑制に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1599号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人人権ネットけいせん
- (2) 代表者の氏名
藤川 正恭
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居360番地
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、部落解放・人権確立をめざす様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1600号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 福岡地域福祉サービス協会
- (2) 代表者の氏名
佐々木 秀隆
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡市博多区千代4丁目29番32号前田ビル4F
- (4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、虚弱や寝たきり、疾病などにより社会的援助が必要な高齢者及びその他の人に対するホームヘルプサービスその他の福祉サービスの提供及び教育研修事業等をおこない、また障害者が安心して福祉サービスを利用できるよ

うに支援費制度に関する事業をおこなう。それを通じて、人間らしく生きる権利を守り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、虚弱や寝たきり、疾病などにより社会的援助が必要な高齢者及びその他の人に対するホームヘルプサービスその他の福祉サービスの提供及び教育研修事業等をおこない、また障害者が安心して福祉サービスを利用できるように障害者自立支援法に基づく各種の事業をおこなう。それを通じて、人間らしく生きる権利を守り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1601号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営袋野地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成19年8月29日から 平成19年9月28日まで	うきは市役所

福岡県告示第1602号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免3丁目1360番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区月隈1丁目20番8号
那川 龍太郎

福岡県告示第1603号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市徳重字三ノ坪132番5及び132番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市田熊六丁目5番16号
村上 勝利

福岡県告示第1604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

筑後都市計画及び瀬高都市計画公園を変更（筑後都市計画及び瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園の変更）

福岡県告示第1605号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

新宮都市計画道路を変更（新宮都市計画道路3・4・5号上浜・馬場線の変更）

福岡県告示第1606号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

遠賀都市計画道路を変更（遠賀都市計画道路3・4・11号駅南線の変更）

福岡県告示第1607号

水分中部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

退任監事

氏 名	住 所
小 西 清 美	久留米市田主丸町常盤1183番地1

福岡県告示第1608号

柳川西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏 名	住 所
古 賀 穂	柳川市南浜武194番地1

福岡県告示第1609号

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

市 町 村 名	換地処分をした地域	換地処分年月日
行橋市	行橋市大字長井 (長井第二地区)	平成19年8月16日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第290号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年8月29日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成19年9月20日（月）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目

10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第291号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年8月29日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年9月19日（水） 13:30~16:30	宮若市宮田20番地2 宮若警察署 会議室	宮若警察署
平成19年9月20日（木） 13:30~16:30	福岡市南区塩原2丁目3番1号 南警察署 武道場	南警察署

平成19年9月20日(木) 13:30~16:30	久留米市城島町大依371番地2 城島警察署 会議室	城島警察署
平成19年9月28日(金) 13:30~16:30	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課(福岡県土木部用地課)において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成19年9月19日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成19年8月29日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成19年度福収権第5号事件及び平成19年度福収明第5号事件

2 事業名

県道谷垣徳益線改築工事(福岡県柳川市大和町栄字東浦田地内から同市大和町徳益字晴天地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 通知を受けるべき者

福岡県柳川市大和町栄字屋敷の内1009番の土地の所有者

4 通知すべき書類

平成19年8月20日付け19福収第9号-2「審理の開催について(通知)」

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）